令和7年度 勤務条件等説明書

三重県教育委員会 亀山市教育委員会

1 任期

当該年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間の必要な期間

※ ただし、採用の日から起算して、1月間(実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、 その日数が15日に達するまで)は条件付採用とし、条件付採用期間の満了前に、教育長が別 段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において正式な任用となります。

2 再度の任用の有無

有(条件有)

非常勤の講師は、教育職員免許状を有することが求められることから、相当の免許状を有することが求められる職としての従前の勤務実績や面接等を踏まえ、再度の任用を行う場合があります。

3 再度の任用の判断基準

勤務実績、勤務態度、能力及び従事する業務の予算の状況等により判断します。

- 4 職務の内容
 - 教科の授業等
 - 新規採用者に対する指導及び助言
- 5 資格等
 - ・ 校種・教科、職種に応じた有効な教育職員免許状を有する人
 - ・ 地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人
- 6 勤務形態

週18時間以内の勤務(任用の目的により決定します。)

(※ 勤務校の授業時間割により、勤務する日数、曜日、時間帯が決定されます。)

- ・ 休日: 勤務日以外の日。(原則、土日、祝日及び年末年始。ただし、勤務の割振りがあった場合を除く。)
- ・ 所定勤務時間を超える勤務の有無:原則なし
- 7 勤務場所

三重県内の市町等立小学校、中学校、義務教育学校

8 報酬

報酬(地域手当	次の区分に応じて支給(昇給なし)。						
に相当する報	①小中学校等の教諭免許状を有する者						
酬を含む。)	採用時における教育職員としての経験年数 10 年以上 時給 2,980 円						
	採用時における教育職員としての経験年数 10 年未満	時給	2,910円				
	②小中学校等の助教諭免許状を有する者	時給	2,710円				
その他手当に	海帯毛火 z 担火小フ 担副 た担守 すべき 古外						
相当する報酬	通勤手当に相当する報酬を規定に基づき支給。						
報酬締切日	毎月末						
支給日	翌月21日(この日が土・日・休日の場合はその前日)						
支払方法	口座振込						

9 休暇

年次有給休暇 採用日から6月以上経過したものに対して、県の規定の定めるところにより付与 します。

> 例:週5日以上の勤務日数の場合は、10日付与 なお、再度任用された場合は、年次有給休暇を繰り越すことができるものと します。

	1年間の 勤務日数	継続して勤務した期間						
1週間の 勤務日数		6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月 以上の 各年6月
		年次有給休暇の付与日数						
5日以上	217 日以上	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
4日	169 日から 216 日まで	7日	8日	9日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121 日から 168 日まで	5日	6日	6 日	8日	9日	10 日	11 日
2日	73 目から 120 日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6 日	7日
1日	48 目から 72 日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

その他有給休暇等 忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇、生理休暇、公民権の行使、災害等による出 勤困難等の特別休暇

※ 「公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程」の定めるところにより付与します。

10 退職

- 任用期間が満了又は死亡した場合は、別に発令されることなく退職となります。
- ・ 辞職の申出は、所定の様式により原則30日前に書面により行うものとします。

11 服務

- ・ 地方公務員法の服務に関する規定が適用されます(営利企業への従事等の制限を除く)。
- ・ なお、営利企業へ従事等する場合、事前に届出書を提出するものとします。

12 その他

- ・ 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法を適用します。
- ・ 地方公務員法第22条の2第1項第1号による会計年度任用職員として任用します。

問い合わせ先 亀山市教育委員会 学校教育課 学事教職員 G 151 0595-84-5075